

加古川河道整備検討会規約

(名 称)

第1条 本会は、「加古川河道整備検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 平成16年 10月20日の台風23号による災害を契機として、治水安全度の向上を図るべく洪水の流下阻害となる堆積土砂の除去や河道内樹木の伐採など河川管理者が提示する河川整備案及び工事モニタリングについて助言する。

(組織等)

第3条 検討会メンバーは、河川工学及び河川環境に関する学識経験者並びに直轄管理区間に関係する自治体職員より構成し、姫路河川国道事務所長が委嘱する。

(設置期限)

第4条 検討会の設置期限は平成19年3月末日までとする。

(会議の公開)

第5条 検討会は公開を原則とするが、希少動植物の保護等のため必要と判断される場合は部分的に非公開とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、姫路河川国道事務所調査第一課に置く。

付 則

この規約は、平成17年 2月17日から施行する。

この規約は、平成18年 3月29日から施行する。